

河内長野市窓口等レイアウト改修業務仕様書

この仕様書は、河内長野市窓口等レイアウト改修業務について、業務の内容及び受託者が遵守しなければならない仕様を示すものである。

1. 目的

河内長野市窓口等レイアウト改修業務（以下「本業務」という。）は、河内長野市（以下「本市」という。）が導入を予定している窓口の総合化とアウトソーシングに対応したレイアウト整備を行い、来庁者が迷わずに目的を果たすことのできる窓口環境を構築することによって、住民サービスの向上を図るものである。

また、本業務では、地元産木材である「おおさか河内材」を主に使用し改修を行うことにより、「おおさか河内材」の利用促進及び市民の森林への関心向上を図り、森林整備の推進に寄与するとともに、木の温もりを感じられ、来庁者に安らぎや心地よさを与える空間の創出をめざすものである。

2. 実施場所

大阪府河内長野市原町一丁目1番1号

河内長野市庁舎1階フロア

市民窓口課・保険年金課・介護保険課・高齢福祉課・子ども子育て課・生活福祉課・障がい福祉課（以下「整備対象課」という。）及び市民ホール（別添資料1・河内長野市窓口等レイアウト改修業務実施場所のとおり）

3. 業務期間

契約締結の日から令和2年3月31日（火）まで

4. 改修期間

改修期間は、下記「6. 業務内容」の「(2) パーテーションの設置」のうち4脚分の設置（市民窓口課分）及び「(3) 市民ホールの整備」については、令和2年1月のいずれかの週末（金曜日午後6時～日曜日午後5時30分）とする。

「(1) 窓口サインの改修」及び「(2) パーテーションの設置」のうち12脚分の設置（保険年金課・介護保険課・高齢福祉課・子ども子育て課分）については、令和2年3月のいずれかの週末（金曜日午後6時～日曜日午後5時30分）とする。

詳細な日時については、受託事業者決定後、市と受託者で協議し、決定するものとする。

5. レイアウト改修の考え方

- (1) 本市が導入を予定している窓口の総合化及びアウトソーシングに的確に対応したものであること。
- (2) 来庁者のわかりやすさ、利用しやすさに配慮したものであること。
- (3) 窓口サインの整備については、市庁舎の複数の玄関や来庁者の導線を考慮し、来庁者が迷わずに目的を果たすことのできるものであること。
- (4) 木の温もりを感じられ、来庁者に安らぎや心地よさを与える空間を創出すること。
- (5) 全体に統一感があり、かつ既存サインや設備、什器とも調和のとれたものであること。
- (6) 堅固かつメンテナンスが容易な仕様であること。また、木材については、歪み・割れ等に十分に留意した整備内容であること。

6. 業務内容

(1) 窓口サインの改修

- ① 整備対象課の各種手続きを示す窓口カウンター上のサイン（現在は、灰色の亚克力板に白字で表記、以下「窓口上サイン」という。）について、来庁者側表示面を改修すること。なお、改修後に表示する手続き窓口数は15程度を想定している。
- ② 窓口上サインとして整備するサインの表示面には「おおさか河内材」を使用すること。ただし、視認性やデザイン性の向上を図るため、整備し表示する部分の2割を超えない範囲において、亚克力板等の他の部材を使用しても構わない。
- ③ 窓口上サインの整備に使用する木材は、塗装処理にて難燃処理を行うこと。
- ④ 整備対象課の窓口カウンター前（生活福祉課及び障がい福祉課については、カウンター間）の柱7箇所の新設するサイン（以下「柱サイン」という。）を作成し、設置すること。
- ⑤ 柱サインの表示面の3割を超える範囲において、「おおさか河内材」を使用すること。
- ⑥ デザインの著作権は本市に帰属し、本業務完了後に本市がサインの設置・改修する際のデザインの仕様を妨げないものとする。
- ⑦ 各サインの表示内容については、受託事業者の決定後、本市と協議し、決定するものとする。ただし、各サインは、日本語と英語を併記して表示するものとする。
- ⑧ サインは、木質を活かした統一性のあるデザインかつ、来庁者にとって目的の窓口を探しやすく、わかりやすいデザインであること。
- ⑨ サイン表示が変更となった場合でも、柔軟に対応できる仕様とすること。

(2) パーテーションの設置

- ① 窓口等アウトソーシング業務の受託者と本市職員の執務スペースを区分するパーテーションを制作し、設置すること。
- ② 設置するパーテーションの数量及びサイズは、以下の通りとし、1脚で自立し、設置が可能な仕様とすること。

| 数量 | サイズ |
|-----|----------------------------|
| 16脚 | (W) 1800mm × (H) 1350mm 程度 |

- ③ パーテーションは「おおさか河内材」を使用すること。ただし、支柱、枠、安定脚、連結部材、その他これらに類する部材については、他の部材を使用しても構わない。

(3) 市民ホールの整備

- ① 現在、総務部総務課情報センターで実施している市政情報に関する閲覧等について、市民ホールに移動して実施する予定である。そのため、閲覧及び書類等の配架・保管のため、以下の什器を作成し、市民ホールに設置すること。

| 項目 | 条件等 | 数量 |
|----------|--|------|
| 閲覧用机 | ※一人用平机 ((W) 750mm × (D) 750mm × (H) 700mm 程度) を基本とし、レイアウト変更が容易なもの。 | 4脚 |
| 閲覧用椅子 | ※1人掛け | 4脚 |
| 棚(閲覧用文書) | ※設置する棚の合計の幅は4500mm程度とする。 | 1セット |

| | | |
|----------|---|-------|
| 置き場) | ※奥行、高さについては、A4 サイズのファイルが縦置きで1段収納できる程度のサイズとする。 ※天板を設置すること。 | |
| リーフレット置き | ※設置スペースは (W) 2300mm× (D) 1200mm 程度、高さは 1500mm 程度までを想定。 ※A4 サイズのリーフレット等が 150 種類程度配架できるもの。 | 1 セット |
| 掲示板 | ※A2 サイズ程度、自立タイプ ※審議会等の案内、ポスター等の掲示用 | 1 脚 |

② 上記什器は、主に「おおさか河内材」を使用し作成すること。

7. 事業者の独自提案について

業務対象範囲の内外で本仕様書に規定されていない内容であっても、以下の趣旨に沿う提案は可能とする。

- ① 市民のわかりやすさ、視認性の向上に資するサイン整備
- ② 木質を活かしたデザイン性の向上に資するレイアウト整備

8. 「おおさか河内材」について

- (1) 「おおさか河内材」は、おおさか材認証制度により、おおさか河内材利用推進地区において大阪府に認定された製材所から調達し、「おおさか河内材」の証明に係る納品書や伝票等の写しを提出すること。
- (2) デザインに支障がない範囲において、各部材に「おおさか河内材」の焼印（6cm 角もしくは 2.5cm 角）を入れること。なお、「おおさか河内材」の焼印は河内長野市立林業総合センター（木根館）にて、使用することができる。

9. 成果品

以下の成果品を、電子データで納品すること。

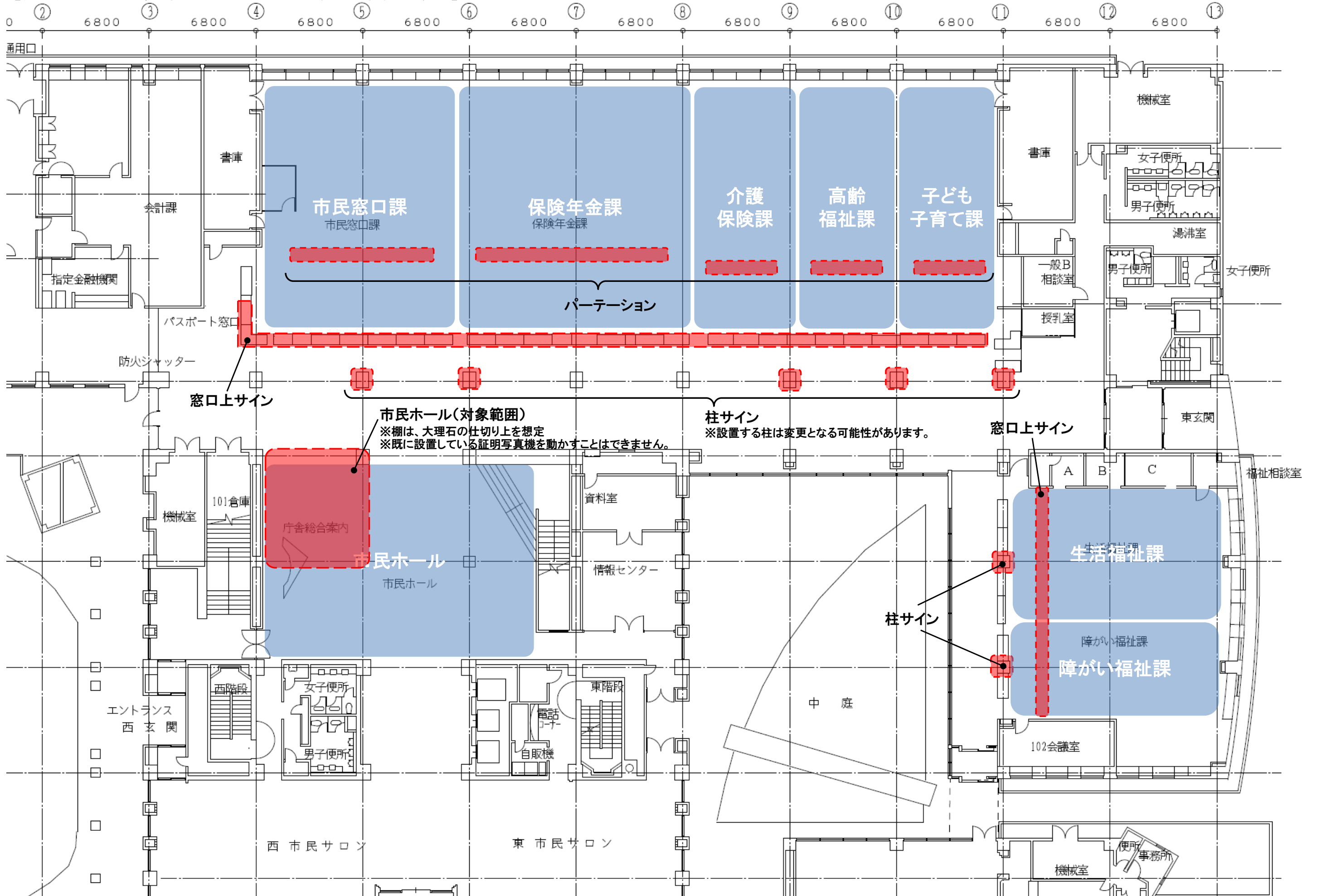
- (1) 本業務の整備に用いた設計書及び設置した各什器の仕様書
- (2) サイン等のデザインデータ（簡易な変更に関して適宜更新できるもの）

10. その他の注意事項

- (1) 既設撤去改修費・取付経費・諸経費等は本業務の費用に含めること。また、本業務の遂行に伴う費用は、本仕様書に明記がないものであっても、原則として全て受託者の負担とする。
- (2) 作業スケジュールが本市の窓口業務の妨げとならないよう配慮すること。また、作業日及び作業手順等については、本市と協議し、了承の上、実施すること。
- (3) 受託者は、本業務の全てを第三者に委託し、または請け負わせることができない。ただし、あらかじめ本市の承認を受けた場合には、業務の一部を委託することができる。
- (4) 本業務における成果品、データ等を含む作成物について、本市が一切の権利を持つものとし、その利用及び再編集は本市において自由に行うことができるものとする。
- (5) 本業務の実施による成果品は、画像等の著作権・肖像権上の処理を済ませた上で納品すること。著作権等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、本市はその責任を負わない。

- (6) 本業務における成果品、データ等を含む作成物の瑕疵担保期間は、本業務完了後2年間とし、不具合等が発覚した場合は速やかに無償で是正すること。
- (7) 受託者は、本業務の実施にあたって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。これは本業務が終了した後も同様とする。また、成果品（業務履行過程において得られた記録等も含む。）を第三者に閲覧させ、複写又は譲渡してはならない。ただし、本市の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (8) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、本市と協議の上、解決すること。

【添付資料1・河内長野市窓口等レイアウト改修業務実施場所】



窓口上サイン

市民ホール(対象範囲)
 ※棚は、大理石の仕切り上を想定
 ※既に設置している証明写真機を動かすことはできません。

柱サイン
 ※設置する柱は変更となる可能性があります。

窓口上サイン

柱サイン

西市民サロン

東市民サロン

機械室

便所事務所